

# お知らせ

◆4月1日から市の組織が変わりました

①荻島地区における産業団地整備および企業誘致の実現を図るため、都市計画課内に荻島地区土地利用推進室を設置します  
②臨時福祉給付金支給事業の終了に伴い、臨時福祉給付金室を廃止します ③④について  
荻島地区土地利用推進室 ☎9631182、②について  
生活福祉課 ☎96311916  
②、③組織改正について：行政  
管理課 ☎963119313

◆公園での火気の使用やサッカー・ゴルフ等は原則禁止です  
市内の公園で次のことは原則としてできません。  
・バーベキュー・花火等の火気の使用  
・野球やサッカー、ゴルフ等

## 一日消防署長が火災予防を呼びかけました

3月1日～7日に春の火災予防運動を実施しました。  
1日は、越谷市防火安全協会から推薦を受けた市内の事業所に勤める平脇美鈴さんが一日消防署長として、東武新越谷駅ビルヴァリエで火災を想定して実施した消防演習の指揮を執りました。また、越谷市防火安全協会の役員や消防ガーマちゃんとともに、消防音楽隊の演奏による防火広報が行われる中、火災予防を呼び掛けました。



火災予防啓発品の配布も行われました  
消防本部予防課 ☎974-0103

## 4月6日～15日 春の全国交通安全運動

交通ルールの順守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ります。

○越谷市重点  
・自転車利用者のマナーの向上

### 出発式を行います

○全国重点  
・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止  
・自転車の安全利用の推進  
・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
・飲酒運転の根絶

④4月7日(土)、午前11時から  
陽イオンレイクタウンアウ  
トレット東側R駐車場 ④式  
典、アトラクション(大相模  
中学校吹奏楽部による演  
奏)、パトロールカー等出  
発、交通安全啓発品の配布  
④越谷警察署 ☎964101  
10、市役所くらし安心課 ☎  
963119185

### 埼玉県重点

・子どもと高齢者の歩行中の交通事故防止

④4月、5月、6月の開催日  
4月

④8月の日曜日分野球場貸し出し(抽選) 希望者の申し込みを受け付けます  
④「まんまるよやく」に登録している市内のチーム(登録はスポーツ振興課へ) ④5月1日(火)～6日(日)に電子申請で申し込み。詳しくは市ホームページをご覧ください ④スポーツ振興課 ☎963119284

④競艇事業による収益が私たちの生活に役立っています  
埼玉県都市競艇組合は越谷市が加入する組合で、戸田競艇場で開催する競艇事業の収益金を市で活用しています。

④コミュニケーション助成金で備品を購入しました  
(一財)自治総合センターの宝くじ助成を受け、蒲生地区自治会連合会の自治会活動に必要な、テント・大判プリンター・アンプ・マイク・スピーカーの整備を行いました。

④7面へ続く

## 住民主体サービスの実施団体等を募集します

◆総合事業における住民主体のサービスの実施団体  
介護保険制度のうち、要支援1・2の方が利用する訪問型サービスや通所型サービスでは、介護保険事業所の専門職によるサービスに加えて、昨年10月から多様なサービスとして、介護従事者の資格要件等を緩和したサービスや、支えあい活動や通いの場といった地域のボランティアが行う住民主体のサービスが提供されています。今後、さらに高齢者の生活支援ニーズが高

〈訪問型サービス〉	
活動エリア	実施団体・自治会数
自治会・管理組合等	13団体・自治会
複数の自治会等	
複数の日常生活圏域	1団体

  

〈通所型サービス〉	
活動単位	実施団体・自治会等
自治会等	14団体・自治会

まるものが想定されることから、新たに住民主体のサービスの実施団体を左表のとおり募集します。

◆オレンジカフェの実施団体に補助金を交付します  
オレンジカフェとは、認知症高齢者とその家族が互いに交流する場です。  
〈補助額〉 市が定める要件を満たしたオレンジカフェを実施する団体1団体につき2万円(予算の範囲内)  
〈申込み〉 事前にご連絡のうえ、直接地域包括ケア推進課へ。詳しくは募集要項等をご覧ください。募集要項等は地域包括ケア推進課で配布するほか、市ホームページで閲覧いただけます  
④地域包括ケア推進課(第二庁舎1階) ☎963119187

## えせ同和行為を排除しましょう

越谷市を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは  
個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い、「凶書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

えせ同和行為は断固拒否しましょう  
えせ同和行為に対して感じる義務はありません。き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。その場しのぎの安易な対応は更につけ込まれ、同和問題の解決を遅らせることになりません。

※同和問題とは、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、憲法が保障する「基本的人権」が侵害されるといふ、日本の歴史の中で生み出された、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。こうした中、平成28年12月16日から「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、埼玉12市町では同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、引き続き連携しながら、人権教育・啓発活動を積極的に推進してまいります。

④963119119